

件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

提出理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理を行った理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理等の状況

- (1) 専決処理日 令和3年12月24日
- (2) 規則の公布日 令和3年12月28日

3 改正の内容

- (1) 「出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）」の新設
- (2) 女性の非常勤学校職員（会計年度任用職員）について、「産前・産後休暇」の有給化及び「加算休暇」の新設
- (3) 男性の非常勤学校職員（会計年度任用職員）について、「出産補助休暇」及び「男性職員の育児参加のための休暇」の新設（有給）
- (4) その他規定の整備

4 施行期日

令和4年1月1日

新	旧
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 不妊治療に係る通院等を行う学校職員</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二条の三～第十一条 (略)</p> <p>第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p><u>十八 学校職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間</u></p> <p><u>十九～二十四 (略)</u></p> <p><u>二十五</u> 学校職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）（斉一型短時間勤務職員にあっては、五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）にその者の一週間ごとの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあっては五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数）（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）の範囲内の期間</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次の活動</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる学校職員とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二条の三～第十一条 (略)</p> <p>第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>十八～二十三 (略)</u></p> <p><u>二十四</u> 学校職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）（斉一型短時間勤務職員にあっては、五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）にその者の一週間ごとの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあっては五日（県教育委員会が人事委員会と協議して定めるときは、十日）にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数）（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）の範囲内の期間</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 資源の循環及び生活困窮者への支援を目的とする次の活動</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体(県教育委員会が定める団体に限る。)が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動

ホ (略)

2 一日を単位とする第一項第六号、第七号、第八号、第十八号、第十九号及び第二十号の休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

3 一時間を単位として使用した第一項第六号、第八号、第十八号、第十九号及び第二十号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一～三 (略)

第十三条～第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 第十二条第一項第一号に掲げる場合の休暇 出産予定日六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から産後八週間を経過するまでの期間。ただし、非常勤の学校職員から請求があった場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて二週間の範囲内の期間を加算した期間

三～十 (略)

十一 第十二条第一項第十八号に掲げる場合の休暇 一の年度において五日(当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日)の範囲内の期間

十二 第十二条第一項第十九号に掲げる場合の休暇 県教育委員会が定める期間内における二日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

十三 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 同号に定める期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

(3) 生活困窮家庭等の子供に食事を提供する活動を行う団体(こども応援ネットワーク埼玉(埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有するこども応援ネットワーク埼玉をいう。))に登録する団体に限る。)が提供を受けた食料を活用して子供に食事を提供する活動

ホ (略)

2 一日を単位とする第一項第六号、第七号、第八号、第十八号及び第十九号の休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

3 一時間を単位として使用した第一項第六号、第八号、第十八号及び第十九号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一～三 (略)

第十三条～第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

(新設)

二～九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

(削る。)

二～九 (略)

十 第十二条第一項第二十一号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4 (略)

5 第二項第六号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

7～9 (略)

10 第三項第五号及び第六号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

11 前項の規定は、第三項第七号及び第八号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

12 第三項第七号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引

3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 非常勤の学校職員の出産の場合の休暇 出産予定日六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から産後八週間を経過するまでの期間

三～十 (略)

十一 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4 (略)

5 第二項第五号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

(新設)

6～8 (略)

9 第三項第六号及び第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

10 前項の規定は、第三項第八号及び第九号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

11 第三項第八号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引

き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十
三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引
き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

13 （略）

第二十三条・第二十四条 （略）

別表 （略）

き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十
三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引
き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

12 （略）

第二十三条・第二十四条 （略）

別表 （略）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項に次の一号を加える。

四 不妊治療に係る通院等を行う学校職員

第十二条第一項第二十四号二(3)中「こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有することも応援ネットワーク埼玉をいう。）に登録する」を「県教育委員会が定める」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 学校職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十二条第二項及び第三項中「及び第十九号」を「第十九号及び第二十号」に改める。

第二十二条第二項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条第一項第一号に掲げる場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間。ただし、非常勤の学校職員から請求があつた場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて二週間の範囲内の期間を加算した期間

第二十二条第二項に次の三号を加える。

十一 第十二条第一項第十八号に掲げる場合の休暇 一の年度において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十二 第十二条第一項第十九号に掲げる場合の休暇 県教育委員会が定める期間内における二日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

十三 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 同号に定める期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

第二十二条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「第十二条第一項第二十号」を「第十二条第一項第二十一号」に改め、同号を同項第十号とし、同条第五項中「第二項第五号」

を「第二項第六号」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三項第八号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第七号及び第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項第六号及び第七号」を「第三項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの
に限り、取得することができる。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。